産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

助成限度時間を拡大しました！

平成 28 年 4 月 1 日より新規事業として開始し、この度サービス充実のために事業の見直しを行いました。平成 29 年 4 月 1 日より、助成限度時間を**２０時間**に拡大します。（平成 28 年 3 月 31 日までは上限 10 時間。）

助成額はサービスを利用した時間数のうち、1 時間につき 1,000 円です。

パターン１　平成 29 年 4 月 1 日以降に初めて利用される方

出産の日から満 6 ヵ月に至る日までの利用に対し、上限 20 時間まで助成対象となります。

【例】平成 29 年 4 月 1 日生まれの場合

H29. 4. 1 出産 → 最大 20 時間まで助成 → H29. 9. 30 満 6 ヵ月

パターン２　平成 29 年 3 月 31 日までに 10 時間（平成 28 年度上限時間）利用された方

平成 29 年 4 月 1 日以降の利用に対し、さらに 10 時間まで助成対象となります。
※出産の日から満 6 ヵ月に至る日まで

【例】平成 28 年 12 月 6 日生まれの場合

H28. 12. 6 出産 → 10 時間の助成 → H29. 3. 31 → H29. 4. 1～ さらに最大 10 時間まで助成 → H29. 6. 5 満 6 ヵ月

パターン３　平成 29 年 3 月 31 日までの利用が 10 時間未満の方

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日に利用された時間数を含め、上限 20 時間まで助成対象となります。
※出産の日から満 6 ヵ月に至る日まで

【例】平成 28 年 12 月 6 日生まれで、平成 29 年 3 月 31 日までに 5 時間利用している場合

H28. 12. 6 出産 → 5 時間の助成 → H29. 3. 31 → H29. 4. 1～ さらに最大 15 時間まで助成 → H29. 6. 5 満 6 ヵ月

出生が確認できる書類の写しが提出不要になりました！

これまで助成金の申請には、母子手帳などの「お子さまの出生が確認できる書類の写し」が必要でしたが、平成 29 年 4 月 1 日から不要となります。
申請に必要な書類は以下のとおりです。

【提出書類】
① 申請書
② 個人事業者以外をご利用の場合は領収書の写し

【お問い合わせ】 子ども育成課児童相談係
電話：5742-6959 FAX：5742-6351